

浦情個審第 14 号

令和 5 年 12 月 26 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

浦安市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 5 年 10 月 5 日付け浦財管第 665 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 54 号

令和 5 年 7 月 31 日付けで審査請求人から提起された、令和 5 年 7 月 6 日付け浦財
管第 347 号で行った浦安市公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 7 月 6 日付け浦財管第 347 号で、審査請求人に通知した公文書部分開示決定処分において、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において、これを維持することが妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和 5 年 5 月 8 日付けで、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、次の(1)から(4)の項目を請求内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 浦安市運動公園外 3 施設駐車場管理運営に関する協定書第 18 条第 1 項及び第 2 項の資料（令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までのもの）
- (2) 浦安市運動公園外 3 施設駐車場管理運営に関する協定書第 18 条第 3 項の資料（令和 4 年度分）
- (3) 浦安市とスターツアメニティー（株）との間で取り交わした協定書・覚書・契約等（令和 4 年 2 月 8 日締結した「浦安市運動公園外 3 施設駐車場管理運営に関する協定書」及び令和 4 年 3 月 2 日締結した「浦安市運動公園外 3 施設駐車場の駐車利用料金等に関する覚書」を除く。例えば、協定書で「甲と乙の協議により」としているもの）
- (4) 第 143 回公共施設に附設する駐車場に関するアンケートの資料[補足説明調査の企画立案に関する全ての資料（会議の議事録、会議資料、決裁文書等）]

2 開示決定等

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を、次の(1)から(5)の公文書とし、令和 5 年 5 月 22 日付け浦財管第 193 号において、(1)から(4)については公文書開示決定等の期間の延長を行い、(5)については、条例第 7 条第 5 号に該当するとして、「駐車場有料化検討地に係る部分は、意思決定前の事項についての

検討に関する情報であって、未確定な検討情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」との理由を付し、公文書部分開示決定処分を行った。

- (1) 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第1項による報告書（令和4年9月から令和5年3月までのもの）
- (2) 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第2項による報告書（令和4年9月から令和5年3月までのもの）
- (3) 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第3項による資料（令和4年度分）
- (4) 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第6条に係る協議について
- (5) 第143回公共施設に附設する駐車場に関するアンケートの資料

さらに、公文書開示決定等の期間の延長を行った(1)から(4)の公文書について、次のアからキの公文書（以下「本件対象公文書」という。）に特定を改め、アについては公文書開示決定処分を行い、イからカについては、条例第7条第2号本文前段、第3号ア、第4号及び第5号に該当するとして、次の(ア)から(エ)の理由を付し、公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、キについては、「開示請求のあった公文書は作成又は取得しておらず、実施機関において保有していないため。」との理由を付し、公文書不開示決定処分を行い、その旨を令和5年7月6日付け浦財管第347号で審査請求人に通知した。

- ア 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第1項の資料（令和4年9月から令和5年3月までのもの）
- イ 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第2項の資料（令和4年9月から令和5年3月までのもの）
- ウ 浦安市運動公園外3施設駐車場年次報告書
- エ 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する中間収支報告および貸付料の協議について
- オ 浦安市運動公園外3施設駐車場運営開始に係る打ち合わせ（第6回から第10回）
- カ 浦安市運動公園外3施設駐車場運営開始後打ち合わせ（第1回から第4回）
- キ 浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第13条の資料

- (ア) 法人担当者の役職及び氏名並びに駐車場利用者の氏名、住所、電話番号及び車両番号並びに人物の写真並びに利用料金未払い対応についての一部の記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。(第2号本文前段)
- (イ) 支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用は、法人の事業活動を行う上での販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また、同号ただし書に該当しないため。(第3号ア)
- (ウ) 警察による捜査に関する情報は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるため。(第4号)
- (エ) 駐車場有料化検討地に係る部分は、意思決定前の事項についての検討に関する情報であって、未確定な検討情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。(第5号)

3 審査請求

審査請求人は、令和5年7月31日付けで、本件処分のうち「ウ 浦安市運動公園外3施設駐車場年次報告書のうち月別収支予実(2022年4月～2023年3月)の部分(以下「本件審査請求公文書」という。)」の公文書部分開示決定処分を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項により、令和5年10月5日付け浦財管第665号で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件審査請求公文書に係る処分を取消し、同文書の全部を開示するよう求める。それが認められない場合は、「開示することができない部分」とされている部分以外の部分が開示されていないので、その部分を開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書による審査請求の理由

浦安市が、駐車場の利用料を負担している市民に対し、駐車場の利用料金が受益者負担として過重なものになっていないか、スターツアメニティー株式会社が行政財産から得る利益が妥当な範囲内のものであるか、経費に無駄がないか等を検証するために必要な、詳細な収支状況を開示しないことは不当である。

また、経理上の勘定科目とその金額である「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」を開示することがなぜ販売上の秘密を侵すことになるかについて、具体的、かつ、明確な説明を行わず非開示としたことは不当である。

さらに、本件審査請求公文書の「②支出計」欄及び「売上純利益（①ー②）」欄は、「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」以外の部分であり、その部分を開示しないことは不当である。「浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第1項の報告書」は開示されているが、年度間まとめた場合においては部分開示となっており、開示・不開示の判断が統一性に欠けている。

(2) 反論書における主張の要旨

ア はじめに

弁明書は、審査請求人が開示を求めた部分は条例第7条第3号アに該当するので不開示とすると記載しているだけであり、不開示とする具体的な説明がなく、弁明とは認められない。

事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護を名目に、一般的に公になっている経費を含め支出の大部分について不開示とする具体的な説明・弁明がないこと及び収支状況を明らかにしないことは、市民の知る権利を侵すものであり不当である。

イ 弁明書の2の(2)のアについて

弁明書では「浦安市運動公園外3施設駐車場の事業者は公募でのプロポーザル方式により選定したものであり、現段階では、公共施設の駐車場における運営方法として、ゲートレス方式は確認できる限り他に例がないものである。それを踏まえると、本事業における償却費の詳細項目やランニ

ングコストの内訳名称及び諸経費の内訳名称は、法人が保有する生産技術上のノウハウ又は販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがある情報であることから、条例第7条第3号アに該当する。」としているが、

(ア) プロポーザル方式により選定したゲートレス方式による公共施設の駐車場が、民間の駐車場と何が異なるのか、その異なることが「法人が保有する生産技術上のノウハウ又は販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがある情報」になるのかについて、具体的な説明がされていない。

(イ) 「償却費の詳細項目やランニングコストの内訳名称及び諸経費の内訳名称」のどの項目・どの名称が「法人が保有する生産技術上のノウハウ」又は「販売上の秘密」に該当するのかについて、具体的な説明がなされていない。

勘定科目（支出項目）の中に一部不開示にしなければならないものがあるなしにかかわらず、少なくとも勘定科目（支出項目）の総額は開示すべきである。

ウ 弁明書の2の(2)のイ及び3の(2)について

本件処分の「開示することができない部分及び理由」の「(理由)」において、「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用は、法人の事業活動を行う上での販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」としている。これは、法人の営業上、経理上又は財務上の秘密に関する事項であれば、具体的な不利益を生ずるおそれを論ずるまでもなく、経験則上、正当な利益を害するおそれがあると言っていると思われるが、そのような経験則が存在するとは考えられない。

(ア) 「支出項目」のどの経費が販売上の秘密であって、公にすることにより、事業者の競争上の地位を害するのか、或いはその他正当な利益を害するおそれがあるのかについて、具体的な説明がなされていない。

(イ) 「販売費及び一般管理費」の額には種々の科目に属する経費が含まれている。仮に一部の経費の中に販売上の秘密に関する経費が含まれているとしても、その経費は「販売費及び一般管理費」の額の中に埋没するので、「販売費及び一般管理費の額」を開示したとしても販売上の秘密に関する経費は明らかにならないのではないか。「販売費及び一般管理費に関する費用」が、販売上の秘密であって、公にすることにより、当

該法人の競争上の地位を害するのか、或いはその他正当な利益を害するおそれがあるのかについて、具体的な説明がなされていない。

エ 弁明書の3の(1)について

審査請求人は、これまでの間、浦安市長から「詳細な収支状況」に関し具体的な説明を求められたことはない。審査請求人が言う「詳細な収支状況」の内容の確認も行わず、何を根拠にそれが「条例第7条第3号アに該当する」としたのか。内容の確認も行わず、条例第3号アに該当するから不開示情報であるというのは説明にもなっていないし、弁明でもない。

オ その他

浦安市が、駐車場の利用料を負担している市民に対し、（駐車場の利用料金が受益者負担として過重なものになっていないか、事業者が行政財産から得る利益が妥当な範囲内のものであるか、経費に無駄がないか等を検証するために必要な、）詳細な収支状況を開示しないことは不当である。

駐車場事業は、市民の負担する駐車場の利用料のみによって成り立っている事業である。事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護を名目に、一般的に公になっている経費を含め、支出の大部分について、具体的な説明もなく不開示としていること及び収支状況を明らかにしないことは、市民の知る権利を侵すものであり不当である。

(3) 意見陳述の要旨

ア 実施機関の提出した「意見の陳述に係る補足事項について」で、実施機関は「償却費の項目については、一般的な償却費としては特異な事項を含んでおり、このことについて事業者のノウハウと考えています。」と主張しているが、具体的な説明がなされていない。一般的な償却費の中に特異な事項を含むことはないと考える。

イ 「意見の陳述に係る補足事項について」の記載から、運営法人からの意見を聞き入れて「不開示とすべきである」とする表現が読み取れる。運営会社との間で信頼関係を築くためには運営法人の意見を聞くことも必要だが、運営会社の業務をチェックすることも必要である。市と運営会社は対等な関係でなければならないのに、市と運営会社が一体になっていることの表れで、そのようなことで行政の適切な運営を確保することができるのか。

ウ 「意見の陳述に係る補足事項について」で、「その他の事項については、弁明書において述べており」と記されているが、弁明書に対して行った反論に対し、弁明書で述べているというのは、反論に反論しないのか、反論を無視したのか、いずれにしても理解不能である。

エ 法人が「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」を秘密にしなければいけないのか、そして秘密と言っているのを開示することによって正当な利益を害するおそれがあるのか、客観的に明らかにすべきであり、具体的な説明もなく不開示とすることは問題である。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象公文書及び本件審査請求公文書の内容について

本件対象公文書は、浦安市運動公園外3施設駐車場の有料化に係る企画・立案に係る資料、運営に係る経過及び経営に係る資料並びに本市における駐車場有料化方針の検討に係る文書であり、そのうち本件審査請求公文書は、「浦安市運動公園外3施設駐車場年次報告書」のうち、「月別収支予実（2022年4月～2023年3月）」である。

2 不開示の理由について

(1) 不開示とした部分について

本件審査請求公文書のうち、償却費の詳細項目、ランニングコストの内訳名称、実績費用の一部及び差額、諸経費の内訳名称、予算、実績費用の一部及び差額並びに支出計の額及び売上総利益の額は、「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」に当たり、条例第7条第3号アに該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 浦安市運動公園外3施設駐車場の事業者は公募でのプロポーザル方式により選定したものであり、現段階では、公共施設の駐車場における運営方法として、ゲートレス方式は確認できる限り他に例がないものである。それを踏まえると、本事業における償却費の詳細項目やランニングコストの内訳名称及び諸経費の内訳名称は、法人が保有する生産技術上のノウハウ又は販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれのある情報であることから、条例第7条第3号アに該当する。また、同号ただし書に該当しない。

イ 一般に、販売費は「会社の営業活動に支出した費用のうち、販売活動に関連して発生した費用」のことであり、一般管理費は「会社全体の業務の管理活動に係る費用」である。本事業における当該情報は、法人の経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、当該法人

の事業運営が損なわれるおそれのある情報であることから、条例第7条第3号アに該当する。また、同号ただし書に該当しない。

3 弁明書による弁明の理由について

(1) 審査請求人の主張について

審査請求人は、詳細な収支状況を開示しないことを不当としているが、条例第7条第3号アに該当する情報については不開示情報であり、これを裁量的に開示する特別の理由もないことから、開示しないことが不当とは言えない。

(2) 本件審査請求公文書における「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」について

審査請求人は、「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」について、具体的、かつ、明確な説明を行わず非開示としたことを不当としているが、本件処分の「開示することができない部分及び理由」において、どの記載部分がどのような意味付けを持ち、それが公にされることでどのような影響を受けるかを示していることから、条例第7条第3号アに該当するとの実施機関の判断過程を必要十分な範囲で示していると言える。

(3) 本件審査請求公文書のうち、「②支出計」欄及び「売上総利益（①－②）」欄を不開示としたことについて

審査請求人は、「②支出計」欄及び「売上総利益（①－②）」欄について、「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」以外の部分であり、その部分を不開示しないことを不当としているが、当該欄を開示すると、既に開示している「浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第1項の資料（令和4年4月から令和5年3月までのもの）」のうち「【7. 売上経費及び利益】駐車場別」の各月の経費合計の欄との照合により、「販売費及び一般管理費に関する費用」が明らかになることから、当該欄についても条例第7条第3号アに該当するものである。

4 意見の陳述に係る補足事項について

(1) 支出項目の一部を部分開示とした理由について

本件審査請求公文書の「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」を開示すると、既にこれまで開示してきたランニングコストや諸経費の総額（運営法人の販売費及び一般管理費を除く）の内訳となる各金額に対応した各項目を示すこととなり、これらの項目に対応した経費が明らかとなっ

てしまい、運営法人の業務上のノウハウが示されることで業務上の支障が生じるおそれがあることから、ランニングコストや諸経費の詳細項目については不開示部分としたものである。

償却費の項目については、一般的な償却費としては特異な事項を含んでおり、このことについて事業者のノウハウと考えている。加えて、ランニングコストの一部金額を示していることから、償却費の括弧内の項目とランニングコストの金額の関係が類推されるため、不開示としたものである。また、運営法人から提出された意見書においても、特にランニングコストや諸経費の総額（運営法人の販売費及び一般管理費を除く）の内訳となる各金額が示されることについて特段の異論はない一方で、むしろ詳細項目自体を示すことは業務上の支障があり開示に反対する旨が述べられていることから、この点でも、各金額の方ではなく、各金額に対応した詳細項目の方を不開示部分とすべきであると考えます。

(2) 反論書に対する実施機関としての考え

2の(2)第1段落②及び(3)第1段落①については、上記(1)で述べたとおりである。その他の事項については、弁明書において述べており、あるいは本件部分開示決定の判断に直接影響を及ぼす事項ではないと考えているため、言及しない。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書の一部を条例第7条第2号本文前段、第3号ア、第4号及び第5号に該当するとして、令和5年7月6日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求公文書の部分開示決定の取消しと不開示とした部分の開示を求め、他方、実施機関は、本件処分を妥当とした。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件審査請求公文書を見分した上で、本件処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 不開示情報の該当性について

当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、その不開示とした部分に記載されている情報には、償却費の詳細項目、ランニングコストの内訳名称、実績費用の一部及び差額、諸経費の内訳名称、予算、実績費用の一部及び差額

並びに支出計の額及び売上総利益の額等（以下「本件不開示情報」という。）が含まれていることから、以下、これらが条例の定める不開示情報に該当するか否かを検討する。

(1) 条例第7条第3号ア該当性の主張について

条例第7条第3号は、不開示とすることができる情報について、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定め、
「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

当審査会が実施機関に聴取したところ、本件審査請求公文書のうち本件不開示情報は「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」の情報に当たり、浦安市運動公園外3施設駐車場に関して当該施設の管理運営法人が保有する生産技術上のノウハウ又は販売上の秘密であり、また同時に当該法人の経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれのある情報であるとのことであった。加えて、意見の陳述に係る補足事項として、ランニングコストや諸経費の詳細項目を不開示としたこと理由について、当該情報は、既に開示しているランニングコストや諸経費の総額（運営法人の販売費及び一般管理費を除く）の内訳となる各金額に対応した各項目を示す情報であり、既出の情報と合わせて読み取ることで運営法人の業務上のノウハウが示される情報となることから、業務上の支障が生じるおそれがあるため不開示としたものであるとのことであった。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書の内容を見分したところ、同文書には当該法人の本事業における支出項目や販売費及び一般管理費に関する費用の情報が記載されていると認められる。

(2) 本件審査請求公文書のうち、「償却費の詳細項目」、「ランニングコストの内訳名称」、「諸経費の内訳名称」の不開示情報該当性について

確かに、本事業における販売費及び一般管理費に関する費用の情報は、当該法人の経営基盤に関する情報であり、当該法人において公にしておらず、その他公にする慣行のない情報であり、当該法人の駐車場運営における経営方針や経営戦略をより深く窺い知り得る内容のものであることから、これらを全て開示すると、同業他社との競争関係において不利になるなど、結果的に当該法人が不利益を被る蓋然性が存すると言える。

他方で、本件処分により不開示とされた本事業における支出項目の「項目名」のみに着目するならば、これは当該法人が公にしているものではないが、当該情報のみからは、当該法人の経営状況や経営方針等を推察することは困難であることから、それ自体が直ちに秘密に属すると考えることはできず、当該情報は単体では条例第7条第3号アには該当しないものと認められる。

しかしながら、当該情報がそれ単体では条例第7条第3号アに該当しないとしても、これを公開することで、既に関示された情報と合わせて項目と金額が対応する一つの情報として読み取ることができるものとするれば、結果的に、条例第7条第3号アの趣旨に反して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることとなる。

したがって、当該法人の本事業における支出項目や販売費及び一般管理費に関する費用の情報を保護する手法として、販売費及び一般管理費以外の金額の部分を開示し、支出項目の詳細な項目名を不開示とした実施機関の判断は、決して妥当とは言えないものであったが、各項目に対応した金額（販売費及び一般管理費を除く）が既に公開されている事実を鑑みると、いま項目名の性質のみに着目してこれを開示することは、結果として、条例によって保護されている法人の正当な利益を損なうおそれを生じさせ得ることから、当審査会としては、本件処分を維持せざるを得ない。

(3) 本件審査請求公文書のうち、「②支出計」欄及び「売上総利益（①－②）」欄の不開示情報該当性について

審査請求人は、「②支出計」欄及び「売上総利益（①－②）」欄（以下「当該欄」という。）について、「支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用」以外の部分であり、開示しないことは不当であると主張している。

当審査会が実施機関に聴取したところ、当該欄の内容を開示すると、既に関示している「浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書第18条第1項の資料（令和4年4月から令和5年3月までのもの）（以下「第1項資料」という。）」のうち「【7. 売上経費及び利益】駐車場別」の各月の経費合計の欄と照合することにより、「販売費及び一般管理費に関する費用」が明らかになることから、本件処分における部分開示決定通知の「開示することができない部分の概要」のうち「1(2)支出項目の一部並びに販売費及び一般管理費に関する費用（以下「不開示部分1(2)」という。）」に含まれるとのことであった。

そこで、当審査会が第1項資料を本件審査請求公文書の内容と合わせて見

分したところ、当該欄の内容を既に公開されている部分と照合することにより「販売費及び一般管理費に関する費用」が明らかになると認められる。そうすると、実施機関が当該欄について不開示部分1(2)と表記したことは、決して妥当であったとは言い難いものの、この点を捉えて当該欄の内容を開示することは、結果として、条例によって保護されている法人の正当な利益を損なうおそれを生じさせ得ることから、当該欄についても不開示を維持することが妥当である。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件審査請求公文書につき、その一部を条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした決定については、実施機関の判断に適當でない点のあったことは否定できないものの、審査請求人が開示すべきとする部分を開示するならば、かえって同条第3号アの保護する利益を損なうおそれがあると認められるので、不開示とした結論を維持することが妥当であると判断する。